

獣医療広告制限見直しの背景

1 獣医療広告制限について

- 1 獣医療法（平成4年法律第46号）第17条では、獣医師又は診療施設の業務に関して、専門科名や学位を除き、その技能、療法又は経歴に関する事項の広告を制限している。また、広告しても差し支えない事項については、獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号）第24条で定めている。
- 2 獣医療の広告制限の見直しは、平成20年に予防注射を行う等を追加して以来実施しておらず、飼育者への適切な情報提供を阻害しているおそれがある。
- 3 このため、獣医療の受け手である飼育者が、提供される獣医療サービスを正しく理解し、適切に選択できるよう見直しを検討する。

2 広告制限見直しにかかる主な意見等

○ 都道府県

毎年、都道府県向けに開催している獣医事講習会や家畜衛生主任者会議において、広告制限の緩和要望として、「ノミ・ダニ予防に関すること」、「費用広告に関すること」、「マイクロチップの挿入に関すること」などが挙げられている。

○ 獣医師関係団体

日本獣医師会では、認定・専門獣医師に係る仕組み構築に向けた議論を開始し、「認定・専門獣医師協議会」を設置（令和3年9月）した。また、日本獣医師会から、獣医師の専門性認定に係る広告制限見直しの要望がある（令和4年7月）。

○ 飼育者

平成19年から平成26年の間に4回実施されたアンケート調査では、必要な情報として「費用広告に関すること」などがある。また、動物病院を選ぶ基準として「医療技術のレベル・質が高いこと」などがある。

3 その他

「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」（令和2年5月27日公表）において、獣医師の専門性を国民が適切に認知できるような獣医療広告の在り方について検討を進めるとされている。なお、平成20年の広告制限見直し時の獣医事審議会議事録において長期的な課題として、診療施設のウェブサイトの取扱いについて委員から意見があった。